

## 特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工 事 名	住吉・上中島・松倉統合小学校木造校舎新築事業 西棟等機械設備工事
-------	----------------------------------

1. 工 事 名 住吉・上中島・松倉統合小学校木造校舎新築事業 西棟等機械設備工事
2. 現場説明 実施しない
3. 設計図書 設 備 図 : 21枚 (表紙含む)
4. 工事概要
- |              |                                   |                  |
|--------------|-----------------------------------|------------------|
| 工事場所<br>新設校舎 | 魚津市 住吉 地内                         | ※面積は建築基準法による延床面積 |
| 南A棟          | 木造3階建て 2126.51m <sup>2</sup> (竣工) |                  |
| 南B棟          | 木造3階建て 268.29m <sup>2</sup> (竣工)  |                  |
| 北棟           | 木造2階建て 2025.18m <sup>2</sup> (竣工) |                  |
| 西棟           | 木造平屋建て 371.33m <sup>2</sup> (本工事) |                  |
- |      |  |                |
|------|--|----------------|
| 既設建物 | 正門棟ほか (本工事)                                    | (西棟等建築主体工事で解体) |
|      | ⑪校舎棟 RC造3階建て 1502m <sup>2</sup>                |                |
|      | ⑨校舎棟 RC造4階建て 909m <sup>2</sup>                 |                |
|      | ⑫-1体育館棟 RC造平屋建て 710m <sup>2</sup> 引き続き使用       |                |
|      | ⑫-2渡り廊下 S造平屋建て 49m <sup>2</sup> (西棟等建築主体工事で解体) |                |
- |        |   |
|--------|---|
| 教育センター | RC造4階建て 1024m <sup>2</sup> (西棟等建築主体工事で解体) |
|        |   |
5. 工事範囲 設計図に示す範囲とする。 (現場説明書及び質疑応答書を含む)
- 主な工事範囲 西棟 木造平屋建て 371.33m<sup>2</sup>
- 正門棟ほか
- 既設校舎⑪⑨、教育センター解体
- グラウンド等改修
6. 工事の流れ 平成31年1月下旬から 教育センター解体
- 平成31年4月22日から 住吉小学校現校舎解体開始
- 平成31年5月上旬 電気設備工事と機械設備工事の契約
- 平成31年5月末まで 小プール解体完了
- 平成31年夏休み期間 グラウンド改修 (グラウンドの半分程度)
- 平成31年11月29日まで すべての工事完成
7. 別途発注工事、業務
- 校舎建設工事 (竣工)
  - 木材調達業務 (完了)
  - 校舎工事管理業務 (完了)
  
  - 西棟等建築主体工事 (現在工事中)
 

受注者：千田建設 現場代理人：北野 浩平
  - 西棟等電気設備工事 (本工事と同日入札実施)
  - 西棟等工事監理業務 (現在履行中)
 

受注者：東畠鈴木設計共同体 代表者 東畠建築事務所  
管理技術者：高木 耕一

## 特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工 事 名	住吉・上中島・松倉統合小学校木造校舎新築事業 西棟等機械設備工事
-------	----------------------------------

### 8. 特記事項

☆) 本事業は工事が大変複雑であり、かつ大変厳しい工程となっておりますが、学校利用者をはじめ、近隣住民、工事関係者の安全を最優先してください。

学校、各施工者、監理事務所、市教育委員会の担当者と十分協議し、協力しながら予定工期内の完成を目指し、最大限の努力を行ってください。

非常に重要 ★) 下請負い業者の選定については、必ず市内業者から見積もりを徴してから選定してください。

可能な限り市内業者を選定してください。

どうしても市外業者を選定せざるを得ない時は、その一部分だけでも市内業者が実施できないか検討願います。

全ての下請業者について、適正な価格での契約及び期間内にて請負代金を支払ってください。

また、材料もできる限り地元産を使用することとし、工事資材や建設機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。

1) 工事を安全に円滑に進めるため、打ち合わせを十分に行なながら進めていきたいと思います。全体打合せを行う前に必ず、各工事の担当者で工程等の打合せを行ってください。

現在工事は、毎週木曜日の午後3時から行っています、

本工事も、この定例打合せに参加してください。

<定例の打合せ>

・3週工程の確認 ・学校行事等の確認 ・協議事項 ・要望

(現場事務所にて 参加者：学校 1～2名、各工事担当者、監理事務所、市教育委員会 1～2名)

※定例打合せの内、月末の会を総合定例打合せとします。

・来月の月間工程の確認 ・現状の進捗状況の確認

・来月の行事等確認 ・協議事項 ・要望

※本工事受注者が最初に参加する会のみ

・自己紹介 ・本工事の概要説明 ・本工事の実施工程計画

追加説明してください。

2) 本工事中も学校活動、体育館の地域開放は通常通り行われます。

安全を第一に考え工事を進めてください。

できる範囲でグラウンドも使用します。施工中の騒音、振動、粉塵、異臭は極力抑えるように努め、学校活動に影響を与えないよう努力してください。

3) グラウンドの改修は夏休みと11月に分けて行ってください。

全体工程を考慮しながら、夏休みに実施する範囲を検討し、事前に協議、了解を得てから進めてください。

夏休みのグラウンド工事を行う前に、周囲の工作物の工事を行う必要があります。夏休み期間だけで終えられない場合は、いつから周囲の工事を行う必要があるかを事前に協議してください。

グラウンドは体育や休み時間に使用します。A型バリケードなどで工事範囲を明確にしながら進めてください。

なるべく広い範囲を学校活動で使用できるように配慮願います。

## 特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工事名	住吉・上中島・松倉統合小学校木造校舎新築事業 西棟等機械設備工事
-----	----------------------------------

### 9. 現場管理

- 1) 児童・学校関係者及び近隣周辺住民、施設利用者、工事関係者など関係者全ての安全を第一に工事を進めてください。  
事故や災害が生じないように安全対策を十分行い、適切な管理を行ってください。
- 2) 学校行事等における学校側の要望については、監督員と協議し、できる限り応えるように努力してください。
- 3) 校舎の海側の道路は一方通行の規制がかけられています。  
また、この一方通行先のT字路の道路は大型車両の通行制限がかけられています。下請負業者も含めて、交通ルールは遵守してください。
- 4) 近隣住民等への事前周知を徹底してください。  
(工事着工前、停電や断水、交通制限、特殊な作業等を実施前)  
近隣住民からのクレームについては受注者において処理してください。
- 5) 通学時の児童の動線と工事関係者の入出場動線が交錯することになります。工事関係者の入出場は児童の登下校時間をなるべく避けてください。作業を進める上で時間が重なる場合などは、安全確保を最優先とし、適宜誘導員を配置するなどの対応願います。  
児童の登校時間のピーク時間 7時30分から8時  
児童の下校時間は 2時30分から4時30分  
※ピークの時間以外も人の往来はありますので、十分気を付けてください。詳細は着工前の打合せで協議願います。
- 6) 学校活動エリアで工事を行う場合は、必ず事務室によって来客者受付簿に、会社名、入場人数、作業完了時間を記入してください。  
学校活動エリアでの作業は、基本的に戸締りの問題が発生します。休校日に作業を行う場合は、総合定例会にて事前に要望してください。  
このエリアでの工事は、特に安全管理、整理整頓を十分行ってください。また、出来る限り音等も抑えるような工法で行ってください。  
必要なないエリアには入らないでください。  
その日の作業が完了した時に、その旨を事務室に報告してください。
- 7) 場内(工事エリアも含む)は禁煙です。ただし、現場事務所の建屋内のみ例外とします。車中の喫煙も行わないでください。下請負業者も遵守するように指導願います。
- 8) 現場代理人は現場内に常駐し、工事に関わる全ての事項を常に把握し、トラブルを事前に回避するなど適切に管理してください。
- 9) 今年も作業員や材料の確保しづらいことが予想されますので注意して進めてください。
- 10) エアコン工事は全国的に工事を行っているので、機器、作業員とともに確保することが大変困難です。受注後直ちに、作業員と機器をおさえてください。  
また、本工事は校舎工事(竣工)からの続きになる工事です。校舎のエアコンはダイキン工業製の機器が設置されています。集中管理などを考えると、本工事もダイキン工業製にしてもらいたいですが、価格が折り合わない場合、他社製品を選定しても構いません。  
ただし、汎用アダプター等を設置し、集中管理は行えるようにしてください。
- 11) 工事関係者用の駐車場等は、旧校舎エリア内に停めてください。  
不足する場合は受注者にて用意してください。  
現場事務所の設置位置は受注後協議してください。
- 12) 工事中は安全管理を徹底し、記録を残してください。
- 13) 場内の整理整頓、清掃は怠らないでください。工事範囲以外には絶対に資材等は放置しないでください。

## 特 別 仕 様 書（現場説明書）

工事名	住吉・上中島・松倉統合小学校木造校舎新築事業 西棟等機械設備工事
-----	----------------------------------

- 14) 敷地形状を充分に把握し、各工事毎の施工計画書を事前に作成し、監督員に提出し承諾を得て進めてください。特に仮設工事計画については周囲の特異状況、学校側の要望、規制等事前情報をよく踏まえた上で、作成してください。
- 15) 工事車両による道路の汚れ等には常に注意し、清掃や補修等は直ちに行ってください。
- 16) 工事用特殊車両の運行については、必要に応じて許可を得てください。
- 17) 工事範囲外の施設、設備または、第三者へ損害を与えるよう養生方法を検討してください。万が一損害損傷を与えた場合は、受注者側の負担にて速やかに対応してください。
- 18) 軽微な変更については、請負金額の増減は発生しないものとします。設計図中明記無き事項についても外観上、構造上、施工上必要と思われる事項についても同様とします。
- 19) 建築材料については、特記されたもの又は同等以上を原則とします。但し、同等品以上とする場合は事前に監督職員の承諾を得て進めてください。また、材料はできる限り地元産を使用することとし、工事資材や建設機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。
- 20) 設計図書及び共通仕様書・標準仕様書等に記載のない特別な材料、工法等については、当該製品の指定工法とし、見本・材質・性能・施工要綱等について必要書類を提示し、監督員の承諾を得てください。
- 21) 本工事を進めるにあたり、他関連工事（建築主体工事等）と工事時期、場所が重なります。双方の工事を円滑に進める工事手順等を十分協議してください。必要に応じて、双方の連絡協議会等を開催してください。
- 22) ワンデーレスポンスの実施について
  - ① この工事では、「基本的にその日のうちに速やかに回答する」「現場を待たせない」等、現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスpons）の実施により、問題解決の迅速化を図ることとします。ただし、その日のうちに回答が困難な場合は、受注者と発注者が協議のうえ、回答予定日を回答するものとします。
  - ② 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握し、綿密な工程管理に努めるものとします。
  - ③ 受注者は、工事施工中において協議事項が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と協議するものとします。
- 23) 工事に関わる各種関係機関（魚津市上下水道局・北陸電力・NTT・ガス供給会社・警察署・消防署・土木センター・など）との調整と申請・許可等必要な事項は遵守してください。
- 24) 敷地内水路及び周辺の水路、周辺の地下水については、汚染しないよう十分配慮してください。
- 25) 本工事は、建設リサイクル法の対象外工事ですが、この法に準じた処置を行ってください。
- 26) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可証及び建設廃棄物処理委託契約書の写しを提出してください。  
マニフェストは提出不要ですが、集計表を提出してください。この集計表とマニフェストの整合性を確認します。
- 27) クレダスは使えなくなりましたが、建設副産物実態調査による”再生資源利用計画書（実施書）”及び”再生資源利用促進計画書（実施書）”、集計表を作成してください。  
尚、提出は書面とデータにて行ってください。

## 特 別 仕 様 書（現場説明書）

工 事 名	住吉・上中島・松倉統合小学校木造校舎新築事業 西棟等機械設備工事
-------	----------------------------------

- 28) 工事に関わる電気は仮設で引込みし、受注者にて費用を負担してください。  
給水については小メーターを設置して使用し、使用量に合わせた額を市水道局へ支払ってください。ただし、下水道料金については、工事で使用した水は下水道には流れないので、給水小メーターを設置するタイミングで市下水道課と協議してください。
- 29) 工事の一部を下請負業者に発注する場合は、下請負届け、施工体制台帳、施工体系図を提出してください。  
下請負業者が行った工事については、必ず確認（下請負検査）を行い、その記録を書面と写真で残してください。
- 30) 工事完了時は受注者による検査を行ってください。それを踏まえて監督員及び諸官庁等の検査を受検してください。
- 31) 所轄官庁への各種申請業務及び手数料等は本工事に含まれております。  
※土木センターへ提出する、中間検査、仮使用申請、完了検査に係る手数料は市が負担します。
- 32) 前払い金、中間前払い金、部分払い金等については、着工時に計画（時期と金額）を提示してください。また、進捗状況の確認資料の作成、検査等に日を要するため、実際に請求する1ヶ月程度前に協議願います。
- 33) 本事業は、全国的にも注目度が高く、視察や見学会等の要望を多く受けます。その中には、どうしても断れないものもあります。工事を最優先したうえで、可能な範囲で協力してください。
- 34) 現住吉小学校の児童にたいして木育を行うために、ワークショップを非定期に開催しております。工事を最優先したうえで、可能な範囲で協力してください。